


概要版

不登校児童生徒の

「指導要録上の出席扱い」に関する

ガイドライン

～民間施設の利用に関わって～



令和6年3月

笛吹市教育委員会

【目次】

I. 策定までの経過	2
II. 不登校支援にあたっての学校と教育委員会の取組	3
III. 民間施設の「指導要録上の出席扱い」に関するガイドライン	4
IV. 指導要録上の出席の取り扱いについて	7

I. 策定までの経過

近年、全国的に不登校児童生徒数は増加し続け、令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等の生徒指導上の諸課題に関する調査結果」では、小中学校での不登校は24.5万人、高校と合わせると30万人を超えることが報告されています。不登校児童生徒数は平成25年度から増加を続け、毎年過去最多を更新し続けており、教育現場においては喫緊に取り組むべき課題となっています。

このような状況の中、不登校の児童生徒の支援を進めることを目的とし、平成29年2月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）が施行されました。また、令和元年には、それまで文部科学省から出されていた不登校施策に関する通知が整理され、「不登校児童生徒への支援の在り方について」が通知されました。同通知では、不登校児童生徒の支援について「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要があると述べられています。また、「既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること」「児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級での受け入れなど、様々な関係機関を活用し社会的自立への支援を行うこと」とも記されています。

さらに、令和5年3月には「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）について」が通知され、不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境整備、個々のニーズに応じた受け皿を整備することも求められました。

本市においても、全国と同様に不登校児童生徒数は毎年増加し続けています。「いじめ問題等連絡協議会」の場でも不登校について市内の状況を踏まえた話し合いをしてきました。各校では、不登校児童生徒への支援のため、本人や保護者の思いに寄り添いながら、スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）・医療関係・福祉関係等、関係諸機関と連携し、支援を進めてまいりました。また、本市が設置する教育支援センター「ステラ」においては、居心地の良い居場所の中で、仲間や支援員との関わりを通して登校復帰に向けた支援を行っています。しかし、増え続ける不登校児童生徒の「教育機会の確保」に向け、これまで以上に関係機関との連携が必要となっています。

Ⅱ. 不登校支援にあたっての学校と教育委員会の取組

【学校の主な取組】

- 各学校では、児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない魅力ある学校づくりを目指すとともに、いじめ、暴力行為、体罰等を許さないなど安心して教育を受けられる学校づくりを推進することが重要である。
- 学校生活に関するアンケートを毎年実施し、児童生徒の実態を適切に把握し、児童生徒理解に努めるとともに、学級経営等を充実させ心理的安全性を備えた集団づくりに向け、発達支持的生徒指導に努める。
- 休みが続いている子に対し、管理職を中心として、早めに情報共有するとともに、家庭訪問を実施することを通して、学校との関係を保つように取り組む。
- 学校長のリーダーシップの下、校内の教職員はもとより、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等、様々な専門家や専門的機関と連携し、組織的・継続的な支援を行う。
- 教室復帰への場として、校内の別室での指導を可能な限り実施し、段階的に教室に戻れるよう取り組む。
- 児童生徒の情報共有を定期的に行い、全職員で児童生徒理解に努める。また、進学等の際には切れ目のない接続をするために、生活指導等をはじめとした情報交換を行い、保育園・幼稚園-小学校-中学校-高等学校との連携を充実させる。

【教育委員会の主な取組】

- 市内の児童生徒の状況把握に努め、学校が関係機関と効果的な連携を図ることができるよう、支援体制の構築を支援する。
- 様々な報告や調査を分析しながら、笛吹の児童生徒の抱える課題を把握し、早期の対応を学校に依頼したり、会議を開催したりするなどの取組を行う。
- 子育て支援課や児童相談所など関係諸機関と連携するとともに、市教育支援センター「ステラ」やふえふき教育相談室との連携も強化し、不登校支援の充実を図る。その中で、教育支援センターにおいて、研修や他市との情報交換の場を設け、センター運営の充実を図る。
- 民間施設や地元学習塾等とも連携するなど、多様な教育機会を確保するよう努める。
- タブレット端末の活用等、ICT教育を推進し、不登校の要因の1つである学業不振の対策に取り組む。
- 基本的な生活習慣の確立を目指すとともに、家庭学習のリーフレットを配布し、家庭と連携して家庭学習の強化を図る。
- 各校の教育課程には、SOSの出し方に関する教育を明記し、確実に実施する中で、児童生徒のコミュニケーション能力の向上に努める。
- 市教育委員会と学校が連携を密にしながら、児童生徒一人ひとりの社会的自立を目指し、同一歩調で取り組んでいく。

Ⅲ. 民間施設の「指導要録上の出席扱い」に関するガイドライン

本ガイドラインは民間施設について評価するという趣旨のものではなく、民間施設において相談・支援を受けている不登校児童生徒を、指導要録上の出席として取り扱うにあたり、学校長が個別の判断を行う際に留意すべき点を示したものである。

1. 策定の趣旨

平成 29 年 2 月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）では、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うことが示された。不登校児童生徒の最善の利益を最優先に考えた支援を行うことが重要であり、登校という結果のみを目標にするのではなく、当該児童生徒らが自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。

本市でも、民間施設等（以下「民間施設」という）で支援を受けている児童生徒がおり、学校や市教育委員会と民間施設が連携・協力しながら、児童生徒の社会的自立に向けた支援をすることが重要となってくる。

このような状況を鑑み、民間施設を利用する不登校児童生徒の個々の状況を踏まえつつ、指導要録上の出席扱いについて判断する際の目安となるガイドラインを策定する。これに沿って対応することで、児童生徒個々の状況に応じた適切な支援を行うことができるようになり、「教育の機会の確保」、更には「社会的自立」につながっていくものとする。

2. ガイドラインの活用にあたって

判断に際しては、児童生徒の状況および地域の実態等を考慮し、民間施設の訪問等を通して、児童生徒の安全・安心が確保された施設であること、活動内容を十分に把握したうえで、当該施設における支援が児童生徒の社会的な自立につながっていること等を、総合的に判断することが求められる。

児童生徒を取り巻く保護者・学校・民間施設は、本ガイドラインを参考としながらその実態把握に努めるとともに、支援にあたり相互の連携・協力、円滑な情報の共有を図らなければならない。

3. 文部科学省の出席扱い等の要件

（1）施設の目的

不登校児童生徒に対し社会的に自立することを目指すための相談・指導を行うことを主たる目的としていること。

（2）実施主体について

実施者（法人・個人は問わない）が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

（3）事業運営の在り方と透明性の確保について

著しく利益本意ではなく、入会金・授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者に情報提供がなされていること。

(4) 相談・指導の在り方について

- ①不登校児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われており、体罰などの不適切な指導や人権侵害が行われないこと。
- ②我が国の義務教育制度を前提としたカリキュラムとなっていること。
- ③受け入れにあたっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- ④相談や指導について、その内容や方法が明示されていること。
- ⑤指導内容・方法・相談手段および相談・指導の体制があらかじめ明示されており、個々に応じた適切な相談・指導が行われていること。
- ⑥児童生徒の学習支援等の状況について、保護者等に情報提供がなされていること。

(5) 相談・支援スタッフについて

- ①相談・支援スタッフは、児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ②専門的なカウンセリング等を行うにあっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあっていること。
- ③宿泊による指導を行う施設にあっては、生活指導にあたる者を含め、当該民間施設の活動を行うにふさわしい資質を備えたスタッフが配置されていること。

(6) 施設・設備について

- ①各民間施設にあっては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設・設備を有していること。
- ②特に、宿泊による指導を行う民間施設にあっては、宿舎を始め児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設・設備を有していること。

(7) 学校、教育委員会、民間施設との関係について

- ①不登校児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家族を支援するために必要な情報等を定期的に交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ②児童生徒への相談・指導等の経過や児童生徒の学習状況などが記録され、学校が指導要録や成績表を作成するための資料を定期的に学校へ提出できる体制が整っていること。
- ③学校や市教育委員会から求めがあった場合には、適切な情報提供を行うことができること。
- ④児童生徒に係る個人情報について、適切な管理がなされていること。

- ⑤指導要録上の出席について判断をする際は、学校および教育委員会が民間施設見学を行うとともに、通所している児童生徒の通所状況および活動状況について情報提供を受けること。
- ⑥不登校児童生徒が学校復帰を希望した場合には、民間施設がその気持ちに寄り添い、学校と連携しながら復帰に向けた相談・指導が行われていること。

(8) 保護者との関係について

- ①保護者と学校の間に関連・協力関係が保たれていること。
- ②民間施設は、指導経過等を保護者に定期的に連絡するなど、両者に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ③特に、宿泊による指導を行う民間施設にあっては、たとえ当該民間施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

4. 留意事項

民間施設における学習計画や内容が、当該児童生徒が在籍する学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の状況を見取り、指導要録に文書による記録をしたり、学習の状況を本人や保護者に伝えたりすることで、当該児童生徒の学習意欲を喚起し、自立を支援するものとなるよう留意すること。

IV. 指導要録上の出席の取り扱いについて

出席扱い等の要件を満たした場合、市で運営する教育支援センターと同様に、「指導要録上の出席扱い」とすることができる。指導要録には、出席扱いとした日数および児童生徒が通所又は入所した市の教育支援センター又は民間施設の名称を記入することになる。この場合、保護者の申し出により在籍する学校が通学証明書を発行することができる。

一方で、これはあくまでも「指導要録上の出席扱い」であるため、当該児童生徒が学校に登校していない場合、これまで同様「出席簿」上は欠席となり、毎月の長欠調査や生徒指導上の諸課題調査等では不登校児童生徒として計上する。

◇民間施設の利用を「指導要録上の出席扱い」とする際の指導要録への記入について
指導要録には出席日数の内数として、出席扱いした日数および児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。

例：出席扱い 25日（教育支援センター「ステラ」20日 ・ 民間施設「〇〇〇」5日）

V. 民間施設での相談・支援等を「指導要録上の出席扱い」とするまでの手続き等の流れ

1 児童生徒およびその保護者からの申請書の提出

民間施設を利用している児童生徒およびその保護者は、施設で受けた相談・指導等を指導要録上の出席扱いとすることを希望する場合、**施設と相談の上、学校に連絡してください。**学校は「指導要録上の出席扱い」に関するガイドラインに基づく申請書（様式 1-A）と、「施設の事業内容・指導方針・運営団体の概要等」（様式 1-B）をお渡しします。

保護者（本人）と民間施設は、申請書（様式 1-A・B）を作成し、保護者が学校長に提出してください。提出の際、事前調査（様式 2）を行わせていただきます。可能な限り、保護者とお子さんとでお越しください。



2 ガイドラインに基づいた調査

市教育委員会と学校は、保護者から申請書が提出された後、調査用紙（様式 3）を用いて調査を行います。



3 出席扱いの可否の判断

市教育委員会は調査結果をもとに、ガイドラインに示された要件を満たしているか協議します。協議結果を様式 4 により学校長に通知し、それを踏まえ学校長が出席扱いの可否を判断します。結果については学校長より保護者および民間施設、市教育委員会に様式 5 により通知します。

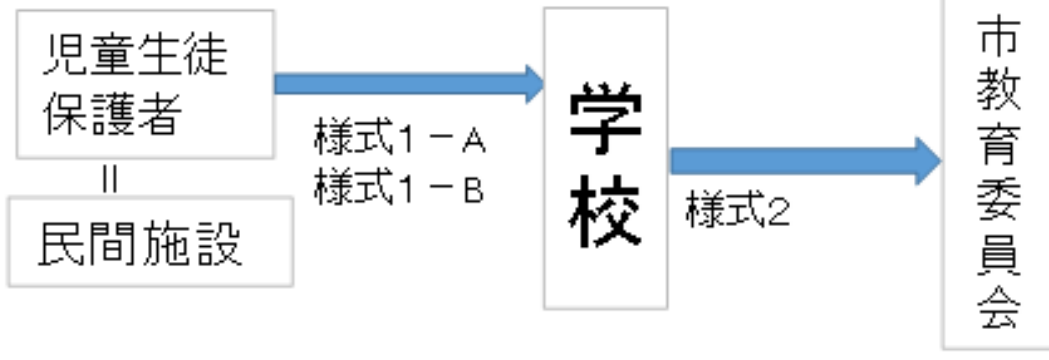


※申請から出席扱いの判断まで、ある程度の時間を要することが予想されます。そのため、校長が出席扱いとした場合には、保護者が学校に申請した日に遡って出席扱いとします。

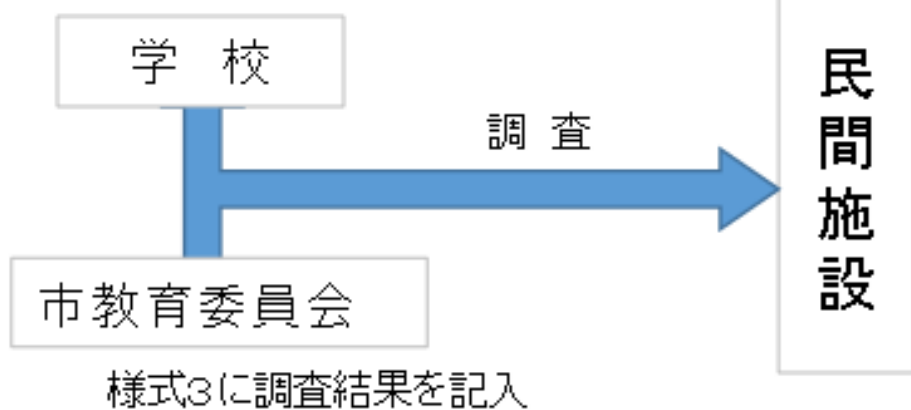
※出席扱いとすることになればそれで終わり、ということではありません。むしろ、出席扱いとすることは「保護者・民間施設・学校の三者が連携して、不登校の状態にある児童生徒を支援していくことのスタートラインに立った」と捉え、どのような指導を行ったのか、どんな学習に取り組むことができたのか、将来を見据えどのような支援を行っていくべきなのか等、家庭・学校・民間施設で情報交換を行い、より効果的な支援を行えるよう連携することが必要です。それぞれの立場で、児童生徒にとって最適な支援を行えるよう努めていきましょう。

1 申請書の提出

提出時に面談（児童生徒・保護者・学校）



2 調査



3 判断

